



宮 崎 県 公 報

平成29年1月5日(木曜日) 第 2858 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1
- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
- 土地収用法に基づく収用又は使用手続の開始… (用地対策課) 1

頁

公 告

- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商工政策課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3
- 県営土地改良事業計画の変更 (3件) …… (“) 3
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (“) 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 4

告 示

宮崎県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
中原町薬局	都城市中原町41-5	平成28年12月1日

宮崎県告示第2号

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
28年-43	映画	アルティメットマスターバージョン しごきの山	山崎組 <オービー映画>	平成28年12月19日
28年-44	映画	特務課の星 蜜乳コスプレ大作戦!!	渡辺(元)組 <オービー映画>	
28年-45	映画	未亡人下宿? 谷間も貸します	清水組 <オービー映画>	
28年-46	映画	ワレメの誘惑 あそこの具合	深町組 <新東宝映画>	
28年-47	映画	こくまろオッパイ かきませられた私	池島組 <オービー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
中原町薬局	都城市中原町41-5	平成28年11月30日

宮崎県告示第3号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道10号改築工事（都城道路・宮崎県都城市乙房町地内から同市平塚町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 手続が開始される土地
(1) 収用の手続が開始される土地
宮崎県都城市志比田町、横市町及び南横市町地内
(2) 使用の手続が開始される土地
宮崎県都城市志比田町、横市町及び南横市町地内
- 4 土地収用法第34条の4第2項に規定する図面の縦覧場所
都城市役所

宮崎県告示第5号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成19年宮崎県告示第337号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小林市	種子田3	II-1-5314	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスティバルマート学園木花台
宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
宮崎市橘通西四丁目2番30号
- 3 変更する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥
東京都板橋区板橋三丁目9番7号

(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥
東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

- 4 変更の年月日
平成26年5月23日
- 5 変更する理由
小売業者の代表者交代及び住所変更のため
- 6 届出年月日
平成28年12月14日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成29年1月5日から平成29年5月8日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成29年1月5日から平成29年5月8日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスティバルマート学園木花台
宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一
宮崎市橘通西四丁目2番30号
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
① 駐車場の位置
(変更前) 建物東側 100台
(変更後) 建物東側 47台
② 駐輪場の位置
(変更前) 建物東側（駐輪場No.1） 64台

建物西側 (駐輪場No.2)	34台
合計	98台
(変更後) 建物西側 (駐輪場No.1)	34台
建物東側 (駐輪場No.2)	9台
建物東側 (駐輪場No.3)	7台
建物敷地西側 (駐輪場No.4)	48台
合計	98台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 1箇所 建物敷地東側

(変更後) 2箇所 建物敷地東側及び北側

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成29年8月15日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成28年12月15日

5 変更する理由

営業政策のため

6 届出年月日

平成28年12月14日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年1月5日から平成29年5月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年1月5日から平成29年5月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、三田井土地改良区 (高千穂町) から平成28年11月28日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条の 3 第 1 項の規定により、上下水流地区県営土地改良事業 (都城市、ため池等整備事業) に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年1月5日から平成29年2月3日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更 (以下「この計画の変更」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条の 3 第 1 項の規定により、長尾下地区県営土地改良事業 (都城市、畑地帯総合整備事業) に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年1月5日から平成29年2月3日まで

3 縦覧場所

都城市役所農産園芸課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更 (以下「この計画の変更」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条の 3 第 1 項の規定により、大井手地区県営土地改良事業 (都城市、畑地帯総合整備事業) に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年1月5日から平成29年2月3日まで

3 縦覧場所

都城市役所農産園芸課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更 (以下「この計画の変更」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月

以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、第 2 内山地区 1 換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 1 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年 1 月 5 日から平成29年 2 月 3 日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年 1 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池字大原1818番 1、1818番 8、1829番 6	都城市栄町27号 2 番地 1 株式会社 グリーン商事